

東大和市地域福祉審議会条例の一部を改正する条例

東大和市地域福祉審議会条例（平成7年条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 地域福祉計画（地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項を一体的に定める計画をいう。）に関する事
- (2) 障害者計画（障害者の状況等を踏まえて策定される障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。）及び障害福祉計画（障害福祉サービスの提供体制の確保その他障害福祉サービス等に係る業務の円滑な実施に関する計画をいう。）に関する事
- (3) 健康増進計画（健康増進の推進に関する施策、食育の推進に関する施策及び母子保健に関する施策を総合的に推進するための計画をいう。）に関する事
- (4) 地域福祉の施策の充実及び推進に関する事
- (5) その他市長が必要と認める事項

第3条を次のように改める。

（組織及び委員）

第3条 審議会は、委員21人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 3人以内
- (2) 保健医療関係者 4人以内
- (3) 福祉等関係者 9人以内
- (4) 公募による市民 5人以内

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、同年7月1日から施行する。